

松江市立保育所等給食管理システム更新業務委託 プロポーザル審査要領

1. 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により松江市立保育所等給食管理システム更新業務委託(以下「本業務」という。)の受注者を選定するための審査方法及び審査基準について定めることを目的とする。

2. 審査

審査は、松江市立保育所等給食管理システム更新業務委託プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)が行う。

3. 審査方法

審査は、委託候補者の優先順位を決定するものとする。

審査委員別にプロポーザル参加者ごとの評価点を比較して順位を付与し、最も多く第1位を付与された事業者を優先交渉権者(交渉順第1位の委託候補者)とする。最も多く第1位を付与された事業者が複数いた場合は、全委員の合計得点が最も高い者を優先交渉権者とする。

合計得点が同点の場合は、委員会の各委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け決定するものとする。

優先交渉権者以外の事業者については、全委員の合計得点が高い順で交渉順を順位付けすることとする。

なお、委員会の評価点の合計が全体の6割未満である場合は、委託候補者としては選定しないものとする。

4. 審査基準

審査の基準は別表のとおりとする。

松江市立保育所等給食管理システム更新業務委託 プロポーザル審査基準表

[別表]

N o	項目	主な審査の着眼点		配点
1	システム	機能	献立作成及び栄養管理、発注、アレルギー対応等に必要な機能を有しているか。	15
		操作性	データの編集・修正・帳票出力等が、職員にとって扱いやすく、直感的に使いやすいシステムになっているか。	10
2	保守・サポート	導入時のサポート	システム導入、データ移行及び初期設定について、市の負担を少なくして実施が可能か。	5
			システムを使用する職員に対する操作研修の内容は十分か。	5
		導入後のサポート	機器等の使用にあたり、障害等が生じた際、迅速に対応可能なサポート体制が整っているか。	10
			入力したデータはクラウド上で安全に保管されるか。	10
3	体制及び実績	実施体制	導入スケジュールに対応可能か。	10
			導入及び運用に十分な知識と経験を有する職員体制等を備えているか。	5
		実績	他自治体等において同様の事業の実施実績は十分にあるか。	5
4	価格	見積	初期経費及び運用経費は適切か。 価格点は最高点を25点、最低点を0点とする。価格点＝（全提案価格のうち最低提案価格/当該提案価格）×25点（小数点以下四捨五入）	25
合 計				100

- ・評価の際は、各項目の主な着眼点を参考に、審査項目ごとに5段階で評価を行う。（見積を除く）
- ・評価の際には「普通」を基準として、それよりもどの程度優れているかまたは劣っているかを判断するものとする。
- ・評価には、上記に記載のほか、下記のとおり対応する点数を設け、当該項目の点数とする。
 - 大変優れている：5点（配点が10点の場合は10点、15点の場合は15点）
 - 優れている：4点（配点が10点の場合は8点、15点の場合は12点）
 - 普通：3点（配点が10点の場合は6点、15点の場合は9点）
 - 劣る：2点（配点が10点の場合は4点、15点の場合は6点）
 - 大変劣る：1点（配点が10点の場合は2点、15点の場合は3点）